

令和6年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

労働基準法で法定化された時間外労働の上限規制の猶予期間が終了し、令和6年4月から規制が適用されます。これにあわせて建設業界の健全な発展を図るため、上下水道局も建設業者とともに、働き方改革の推進、生産性の向上を後押ししていかなければなりません。

また、入札不調の対策も引き続き講じていきます。

以上のことから、令和6年度に次のとおり制度の改正を行います。

制度改正

取組Ⅰ 働き方改革の推進

1. 週休2日工事の拡大について

取組Ⅱ 生産性の向上

2. ICT活用工事（試行）の拡大について
3. 工事完成図書の電子納品（試行）の拡大について

取組Ⅲ 入札不調の対策

4. 余裕期間制度の拡大について
5. 現場代理人の常駐義務の緩和について
6. 総合評価落札方式の「技術提案チャレンジ型」を導入します（試行）
7. 総合評価落札方式の一部見直しについて

令和6年3月28日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

取組Ⅰ 働き方改革の推進

1. 週休2日工事の拡大について

本市上下水道局では、建設業における働き方改革の推進の一環として、令和6年度から以下のとおり週休2日工事の対象を拡大します。

(1) 対象工事・方式

	現行（令和5年度）	改正後（令和6年度）
対象工事	設計金額が130万円を超える工事	全ての工事（※注1・2）
方式	・現場閉所型週休2日制	・現場閉所型週休2日制 ・週休2日交替制

（※注1）対象工事は特記仕様書に週休2日工事であることを明示します。

（※注2）以下の工事は対象としない。

- ア. 竣工時期及び作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
- イ. 緊急を要する工事（漏水等による緊急工事・災害復旧工事など）
- ウ. その他発注者が指定する工事

- ① 方式は現場特性などを踏まえて発注者が指定します。
- ② 原則、現場閉所型週休2日制とします。

(2) 週休2日の定義

現場閉所型週休2日制	施工計画書に4週間6日以上の日を定め、その休日には現場での作業（※注3）を一切行わず、1日を通して現場閉所（※注4）する方式。 ただし、以下の工事には適用しない。 ①竣工時期及び作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など） ②緊急を要する工事（災害復旧工事など） ③その他発注者が指定する工事
週休2日交替制	現場閉所が困難な工事において、現場に従事する技術者と技能労働者について、交替しながら4週間のうち6日から8日の休日確保する方式。 なお、休日には現場での作業を行わない。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含まないものとします。

（※注3） 【現場での作業に該当しない作業】

- ・臨機の措置（異常気象等における現場対応や安全パトロール等）
- ・資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ・その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

（※注4） 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場での作業がない状態をいいます。

[休日取得形態]

4週8休	4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
4週7休	4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
4週6休	4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。

(3) 労務費等・工事成績評定の取扱い

① 労務費等の取扱い

	現行（令和5年度）	改正後（令和6年度）
労務費等	現場閉所型週休2日制 「週休2日」が達成できた場合、休日取得形態に応じた補正係数を乗じて増額変更	現場閉所型週休2日制 当初から4週8休の達成を前提とした予定価格を積算 ※4週8休に満たないものは、達成状況に応じて補正分を減額変更

補正係数

- ・土木工事（現場閉所型週休2日制） 労務費、機械経費、共通仮設費及び現場管理費
（週休2日交替制） 労務費及び現場管理費

② 工事成績評定の取扱い

4週8休の取得形態が達成できた場合についてのみ、評価します。

なお、達成できなかった場合に評価が下がることはありません。

◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

取組Ⅱ 生産性の向上

2. ICT 活用工事(試行)の拡大について

ICT（情報通信技術）施工に精通した技術者・技能労働者の育成を図るため、ICT活用工事（※注）の対象を拡大します。

（※注） 工事前測量から工事、検査までの工程において、ドローン、GPSやコンピューター付建設機械などの情報通信技術を活用する工事

（１）対象工事

	現行（令和5年度）	改正後（令和6年度）
ICT 活用工事 の対象工事	・舗装（路盤工）面積1,000㎡以上	・舗装（路盤工）面積1,000㎡以上 ・舗装修繕（切削工）面積3,000㎡以上 ・土工

本市上下水道局が発注する「土木一式工事」、「配水管布設工事」、「舗装工事」とし、その旨を特記仕様書に「ICT 活用工事」であることを明示します。

（２）発注方式

受注者が、上下水道局の「ICT活用工事試行要領」に基づき「全面」又は「部分」活用を選択できる「受注者希望型」とします。

（３）費用負担

発注は、従来施工に基づく積算にて行うものとし、受注後においてICT活用工事を実施する場合には、大分県土木工事標準歩掛（ICT施工）と国土交通省ICT活用工事積算要領に基づいて契約変更を行うものとします。

◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

3. 工事完成図書の電子納品（試行）の拡大について

工事期間中における受発注者間の紙資料の受渡しを削減することにより、作業の効率化と省資源・省スペース化を図るため、建設工事における工事完成図書（図面及び工事写真等）を電子納品する対象工事を拡大します。

（１）対象工事・発注方式

	現行（令和５年度）	改正後（令和６年度）
対象工事 「発注方式」	設計金額４,０００万円未満「受注者希望型」 設計金額４,０００万円以上「発注者指定型」	設計金額２,０００万円未満「受注者希望型」 設計金額２,０００万円以上「発注者指定型」

本市上下水道局が発注する「土木一式工事」、「配水管布設工事」とし、その旨を特記仕様書に工事完成図書【電子納品試行工事】であることを明示します。

（２）作成方法

「大分市上下水道局電子納品試行運用ガイドライン」に基づいて、受注者が電子媒体を作成します。

なお、電子納品の媒体は CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW とします。

◆ 令和６年４月１日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

取組Ⅲ 入札不調対策

4. 余裕期間制度の拡大について

工事開始前に、技術者、労働者や建設資材の確保などのための余裕期間を設けることにより、受注者の円滑な施工体制の確立を図り、工事施工時期の平準化に取り組みます。

(1) 対象工事

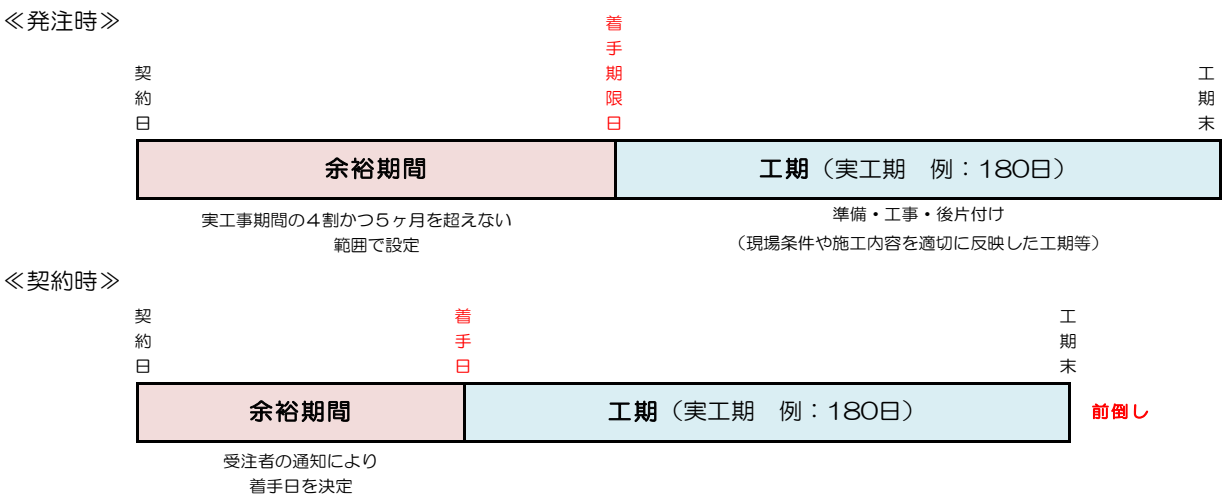
設計金額が130万円を超える建設工事のうち、発注者が選定した工事を対象とします。対象工事は特記仕様書、入札公告又は指名執行通知書において余裕期間を設ける工事であることを明示します。

(2) 設定方式

	現行（令和5年度）	改正後（令和6年度）
余裕期間の設定方式	・任意着手方式	・任意着手方式 ・発注者指定方式

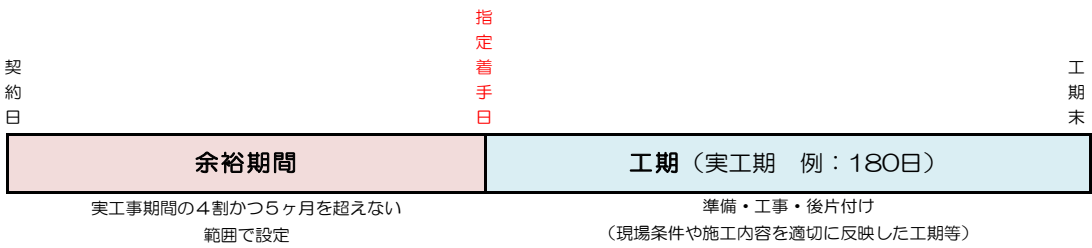
方式のイメージ

任意着手方式：発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方式



発注者指定方式：発注者が工事の始期を指定する方式

発注者が始期を指定できるため、関連する別発注工事がある場合も余裕期間制度の活用が可能



(3) 余裕期間

	現行（令和5年度）	改正後（令和6年度）
余裕期間の範囲	実工事期間（※注1）の3割 かつ3ヶ月を超えない範囲	実工事期間の4割かつ5ヶ月 を超えない範囲

（※注1） 実際に工事を施工するために必要な期間

(4) 技術者の配置

余裕期間中は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。

(5) 工期の考え方

建設工事請負契約書に記載する工期は実工事期間とする。

◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します

5. 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

本市上下水道局では、「現場代理人の常駐義務緩和措置」を定め、技術者不足の解消に努めておりますが、今般、工場製作を含む工事について、技術者不足の解消に対応するため現場代理人の兼任条件を見直します。

（兼任を認める要件）

工場製作を含む工事について、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合には、発注者、請負金額にかかわらず、他の同種工事に配置されている現場代理人を配置することを認めます。

（組み合わせの具体例）

（現行）

国、都道府県、 他市町村発注	上下水道局発注
現場代理人 A氏	現場代理人 B氏
監理技術者	監理技術者
A氏	

（改正後）

国、都道府県、 他市町村（大分 市除く。）発注	上下水道局発注
現場代理人 A氏	現場代理人 A氏
監理技術者	監理技術者
A氏	

※現場代理人を兼任しようとする場合は、現場代理人兼任届出書を提出すること。

◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

6. 総合評価落札方式の「技術提案チャレンジ型」を導入します(試行)

競争参加者の技術提案（施工計画）をより高く評価することにより、技術力のある者が参加・競争（チャレンジ）できる環境を整えて、受注実績の少ない企業や、地域を支える建設業者の入札参加意欲を向上しつつ、担い手の中長期的な育成・確保を図ることを目的とし、上下水道局が発注する総合評価落札方式について、従来の「特別簡易型」に加え「技術提案チャレンジ型」を試行します。

（１）対象工事

上下水道局が発注する総合評価落札方式のうち、技術的工夫の余地が小さいと認められる工事を対象とします。

（２）評価の内容

技術提案や企業の施工能力についての評価は、以下のように分類し項目ごとに評価します。

	評価項目	評価内容
技術提案	●施工計画	設計図書（標準案）の範囲内で「安全管理」「工程管理」「品質確保」「環境対策」「施工管理対策」の内、当該工事の現場を施工する上で重点的に配慮すべきことについて提案を求めます。
企業施工能力	●企業の施工能力等	同種工事の施工実績、過去の工事成績評定点の平均点や大分市上下水道局優良建設工事表彰の有無などの施工実績を評価の対象とせず、品質管理に対する取り組みや工事の手持ち状況などを対象とし評価します。
	●地域・社会貢献等	災害時の活動体制、労働安全衛生や環境負荷に対する取り組みなどを対象とし評価します。

◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

7. 総合評価落札方式の一部見直しについて(特別簡易型)

令和5年度から、技術評価項目「地域・社会貢献」にて、開削工法による下水道管きょ工事の実績を評価してきましたが、今後、開削工法での応札者を増やし競争性を高めるための工夫として、技術評価項目の配点の一部を見直します。

(過去3年度の開削工法による下水道管きょ工事の実績)

総延長	現行（令和5年度）	改正後（令和6年度）
600m 以上	0.2	0.4
400m 以上 600m 未満		0.2
100m 以上 400m 未満	0.1	0.1
100m 未満	0.0	0.0

(災害時の活動体制の有無)

	現行（令和5年度）	改正後（令和6年度）
防災協定あり	0.4	0.3
防災協定なし	0.0	0.0

※詳細は公告文、「大分市上下水道局総合評価落札方式ガイドライン」をご確認ください。

- ◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

令和6年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

建設業は、若年入職者の減少等により就業人口が減少し、依然として入札不調が発生していることから、将来的な担い手不足や入札不調による事業の円滑な実施への影響が危惧されています。

こうした状況の中で、より円滑な事業の実施を図るため、以下のとおり制度の改正を行います。

制度改正

1. 現場代理人の常駐義務の緩和措置を見直します
2. 専任配置可能技術者に係る入札方法の見直しについて

令和7年2月6日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

1. 現場代理人の常駐義務の緩和措置を見直します

建設工事の現場代理人について、本市上下水道局が特に認める場合に限り、他の工事の現場代理人との兼任を一部認め、その常駐義務の緩和措置を試行しています。

今般、建設業法施行令の一部を改正する政令により、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負代金額が引き上げられたことから、現場代理人の兼任要件についても、下記のとおり見直しを行います

【現場代理人の兼任を認める要件】

	現行(令和7年1月まで)	改正後(令和7年2月から)
対象工事	いずれの工事也大分市上下水道局が発注する工事であること、又は一方の工事が大分市の発注であること、かつ兼任対象の工事である旨、特記仕様書で明示したもの。	現行どおり
工事の件数	原則、2件まで。ただし、工事請負代金がいずれも500万円未満の場合に限り3件まで。	現行どおり
対象工事箇所の相互距離	市内であれば兼任可能	現行どおり
工事費の総額	各工事請負代金(消費税及び地方消費税を含む。)の合計が <u>4,000万円未満</u> であること。 (建築一式工事の場合は <u>8,000万円未満</u> であること。)	各工事請負代金(消費税及び地方消費税を含む。)の合計が <u>4,500万円未満</u> であること。 (建築一式工事の場合は <u>9,000万円未満</u> であること。)

- ◆ 令和7年2月1日より、請負契約の時点にかかわらず、本市上下水道局が兼任を認めるすべての工事について適用します。

2. 専任配置可能技術者に係る入札方法の見直しについて

本市上下水道局では、建設工事の一般競争入札において予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)が、建設業法で技術者の専任配置が求められる請負代金額以上であった場合に、競争入札参加資格申請時に専任配置可能技術者(※注1)の届け出を求めています。今般、建設業法施行令の一部を改正する政令により、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負代金額が引き上げられたことから、下記のとおり見直しを行います

	現行	改正後
対象となる入札	要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、予定価格が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上のもの	要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、予定価格が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上のもの
専任配置可能技術者の届出を求める基準	入札金額に100分の110を乗じて得た額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上	入札金額に100分の110を乗じて得た額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上 ※注2
専任配置可能技術者の届出方法	「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」様式第4号(その1)を提出 ただし、入札金額に100分の110を乗じて得た額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満となる場合においては専任配置可能技術者の届出は不要	「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」様式第4号(その1)を提出 ただし、入札金額に100分の110を乗じて得た額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満となる場合においては専任配置可能技術者の届出は不要※注2

※注1 発注工事の契約書類提出日(落札決定通知日から7日以内)において、確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいいます。

※注2 競争入札参加資格申請時に専任配置可能技術者を届け出していたが、入札金額に100分の110を乗じて得た額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満となる入札をした場合には、専任の配置を求めず、届け出していた技術者以外の技術者を配置することも可能です。

◆ 令和7年2月1日以降に入札公告を行うものから適用します。